

社会福祉法人 百鷗
返子清寿苑 短期入所サービスセンター(短期入所生活介護)

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針
2. 事業経営法人
3. 事業者の内容等
4. サービスの内容
5. 利用料金
6. サービス利用に当たっての留意事項
7. 非常災害対策
8. 緊急時の対応
9. 事故発生時の対応
10. 守秘義務に関する対策等
11. 利用者の尊厳
12. 身体拘束の禁止
13. 虐待の防止
14. 職員の研修
15. 苦情相談窓口
16. 協力医療機関等
17. 損害賠償について

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業経営法人

法人名 社会福祉法人 百鷗(はくおう)
設立年月日 平成2年2月28日
所在地 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1669
代表者の氏名 理事長 吉田 仁
電話番号 046(878)8900
FAX 番号 046(878)8901

3. 事業者の内容等

事業所名 逗子清寿苑 短期入所生活サービスセンター(開設年月日:平13年5月1日)
事業所の種類 指定短期入所生活介護
指定番号 神奈川県 1472500246 号
指定年月日 平成13年5月1日
所在地 神奈川県逗子市久木 8-1290-1
管理者の氏名 施設長 加藤 克真
電話番号 046(873)8902
FAX 番号 046(873)8980

(1) 事業所の従業者体制

職種	従事するサービス種類、業種	人員
管理者(施設長)	業務の一元的な管理	1名(常勤)
医師	健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	生活相談及び指導	2名以上(常勤)
介護職員	介護業務	34名以上(常勤換算)
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	3名以上(常勤換算)
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名以上
栄養士(管理栄養士)	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名以上

※ 上記職員配置には介護老人福祉施設業務を含みます。

(2) 事業所の概要

① 定員(12人、介護予防短期入所生活介護も含む)

ただし、介護老人福祉施設における定員(98人)との合計(110人)

② 居室

入所される居室は原則として個室、又は4人部屋になります。

なお、特にご希望がある場合には、その旨をお申し出ください。(ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空室状況によりご希望に添えない場合もあります。)

設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	14室	2階に6室、3階に8室配置
4人部屋 (合計)	24室 (38室)	2階に16室、3階に8室配置
食堂	2室	デイルーム兼用
デイルーム	2室	食堂兼用
機能訓練室	1室	〔主な設置機器〕 歩行訓練用平行棒、プラットホーム、姿勢鏡、ホットバック
浴室	2室	機械浴室及び一般浴室
医務室	1室	歯科診療設備設置

※ 上記は厚生労働省が定める基準により指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている設備です。

③ 居室の変更等

居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により検討させていただきます。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更させていただく場合もありますが、その際にはご利用者、ご家族と協議のうえ決定いたします。

※ 介護老人福祉施設入所者の看取り介護の実施時には多床室に居室を変更させていただく場合があります。

(3) 通常の事業の実施地域

逗子市(全域)、葉山町(全域)、鎌倉市(浄明寺、十二所、大町、材木座)、横浜市金沢区(六浦町、六浦南、朝比奈町、東朝比奈、大道、高舟台)

4. サービスの内容

(1) 基本サービス(介護保険給付の対象となるサービス、ただし食事に係る標準自己負担額を除きます。)

① 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

原則、各利用階の食堂にておとりいただきます。なお、食事時間のご希望や居室での摂食のご希望につきましては別途ご相談承ります。

朝食：7時30分～8時30分

昼食：12時00分～13時00分

夕食：18時00分～19時00分

③ 入浴

週に最低2回、状態に応じた入浴形態(機械浴・一般浴)にて入浴していただけます。ただし、身体状況等に応じて清拭等の代替えとなる場合があります。

④ 介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・ 更衣、排泄、食事、入浴等の介護
- ・ 体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を維持するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

⑧ 送迎サービス

ご希望により、ご自宅との送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、別途利用料金を徴収いたします。

(2) 介護保険外サービス(介護保険の給付対象とならないサービス)

① 理美容サービス

実費負担となります。ご希望者は予めご確認ください。

② 特別な食事の提供

通常のメニューの他に特別な食事をご用意しております。メニューは毎月変わりますので、詳しくは職員にお尋ねください。なお、ご利用の際は前日までにお申し出ください。

5. 利用料金(料金及びその詳細については別表の利用料金表になります。)

- (1) 基本料金(1日あたりの金額)
- (2) 加算料金等(1日あたりの金額)
- (3) その他の費用

①「居住費」及び「食費」

※介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

- ②運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ③通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額、自己負担)

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又その家族は、体調の変化があった際には事業所の職員に一報ください。
- ② 利用者は事業所内の機械及び器具を使用する際必ず職員に声をかけてください。
- ③ 事業所内での金銭及び食べ物のやりとりはご遠慮ください。
- ④ 職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

7. 非常災害対策

非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を整えとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご利用者及び職員等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関等必要な措置を講じます。なお、体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡いたします。

[掛かりつけの医療機関]

医療機関名		担当医師 (氏名)	
所在地		電話番号	()

[緊急時連絡先]

①	氏名		続柄		電話番号 (1) _____ () _____ (2) _____ () _____
	住所	〒			
②	氏名		続柄		電話番号 (1) _____ () _____ (2) _____ () _____
	住所	〒			
③	氏名		続柄		電話番号 (1) _____ () _____ (2) _____ () _____
	住所	〒			

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策等

事業所及び職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。なお、利用者またはその家族の個人情報の取扱いにつきましては、別途「同意書」をいただきます。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととします。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待の防止

利用者等の虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じ、全職員を挙げて虐待の防止に取り組みます。

14. 職員の研修

職員に対し、研修計画に基づき、その資質の向上のための研修を行います。

15. 苦情相談窓口

サービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

* サービス相談窓口(サービス提供責任者) : 松尾 博樹

TEL 046(873)8902

FAX 046(873)8980

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分)

なお、以下の公的機関におきましても苦情申請等を受け付けております。

* 逗子市高齢介護課

TEL 046(873)1111(代表)

FAX 046(873)4520

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)

* 鎌倉市介護保険課

TEL 0467(61)3950

FAX 0467(23)7505

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

* 葉山町福祉課

TEL 046(876)1111

FAX 046(876)1717

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)

* 横浜市金沢区高齢・障害支援課

TEL 045(788)7868

FAX 045(786)8872

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分)

* 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

TEL 045(329)3447

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

* 苦情処理第三者委員

氏名： 岸原 晃 TEL 046(873)8011 (逗子市社会福祉協議会 会長)

氏名： 加藤 一成 TEL 046(875)0928 (社会福祉法人百鷗 監事)

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

16. 協力医療機関等

下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	住所	電話番号
青木病院	逗子市桜山 6-1336	046-873-6555
鎌倉ヒ口病院	鎌倉市材木座 1-7-22	0467-24-7171
清川病院	鎌倉市小町 2-13-7	0467-24-1200
古屋歯科医院	横須賀市舟倉 1-14-5	046-833-0050

17. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

指定短期入所生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、重要事項説明書の交付をいたしました。

年 月 日

〔事業者〕

所在地 神奈川県逗子市久木 8-1290-1

施設名 逗子清寿苑 短期入所サービスセンター(指定番号:神奈川県 1472500246 号)

管理者 加藤 克真

説明者 印(職種:)

私は、事業者から指定短期入所生活介護サービスについて、契約書及び本書により、重要事項の説明を受け、その内容に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

年 月 日

〔利用者〕

住所

氏名 印

〔利用者代理人(後見人を含む)〕

住所

氏名 印(続柄:)

〔連帯保証人〕

住所

氏名 印(続柄:)